
水戸市バリアフリー特定事業計画（後期）

2024年3月

水 戸 市

目次

はじめに	特定事業計画（後期）について.....	1
1	計画作成の趣旨.....	1
2	計画の位置付け.....	2
3	計画の期間.....	3
4	計画の作成体制.....	3
5	計画作成までの経緯.....	4
6	計画の推進体制.....	5
7	特定事業（全期間）の実施箇所図.....	6
第1章	公共交通特定事業計画.....	8
1	公共交通特定事業計画に定める事項.....	8
2	事業概要.....	8
第2章	道路特定事業計画.....	20
1	道路特定事業計画に定める事項.....	20
2	事業概要.....	20
3	道路移動等円滑化基準.....	20
第3章	都市公園特定事業計画.....	30
1	都市公園特定事業計画に定める事項.....	30
2	事業概要.....	30
第4章	建築物特定事業計画.....	36
1	建築物特定事業計画に定める事項.....	36
2	事業概要.....	36
第5章	交通安全特定事業計画.....	39
1	交通安全特定事業計画に定める事項.....	39
2	事業概要.....	39
3	信号機に関する基準.....	39
4	特定事業の内容.....	42
<参考>	移動等円滑化に係る条例.....	43

1 計画作成の趣旨

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、2018（平成30）年3月に「水戸市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

基本構想では、目指す姿を「出かけたい気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくり」とし、「連続的なバリアフリー化」、「持続的なバリアフリー化」及び「心のバリアフリーの推進」の三つの基本方針を掲げています。併せて、「連続的なバリアフリー化」の効果を高めるため、水戸駅を中心とする地区を重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組む重点整備地区に設定し、公共交通、道路、都市公園、建築物及び交通安全の五つの特定事業に取り組むこととしています。

バリアフリー法においては、基本構想の策定後に、特定事業を実施するための計画（以下、「特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき特定事業を実施することとしています。また、特定事業計画の作成に当たっては、基本構想を策定した市町村や他の関係事業者等へ意見照会を行うことを、特定事業の事業主体の義務としています。

基本構想に掲げる目指す姿を実現するためには、特定事業間のバリアフリー水準やスケジュールの整合を図るとともに、進捗状況を一元的に管理しながら、基本構想に位置付けた特定事業の着実な進捗を図る必要があります。そのため、本市が中心となって、2019（平成31）年3月に特定事業計画（前期）を作成し、バリアフリー施策を推進してきました。

特定事業計画（前期）は、2024（令和6年）3月に計画期間終了となりますが、引き続き特定事業の着実な進捗を図っていく必要があります。そのため、各事業者間の調整を行うとともに、高齢者や障害者を含めた施設利用者に御意見をいただきながら、特定事業計画（後期）を作成するものです。

2 計画の位置付け

特定事業計画は、バリアフリー法に基づき、基本構想に位置付けた特定事業の内容や実施時期等について、具体的に示すものです。

特定事業計画の作成に当たっては、移動等円滑化の促進に関する国の基本方針や県及び市の条例等に定める基準のクリアを目指すことはもちろん、利用者ニーズを踏まえ、整備水準の更なる向上も検討するものとします。

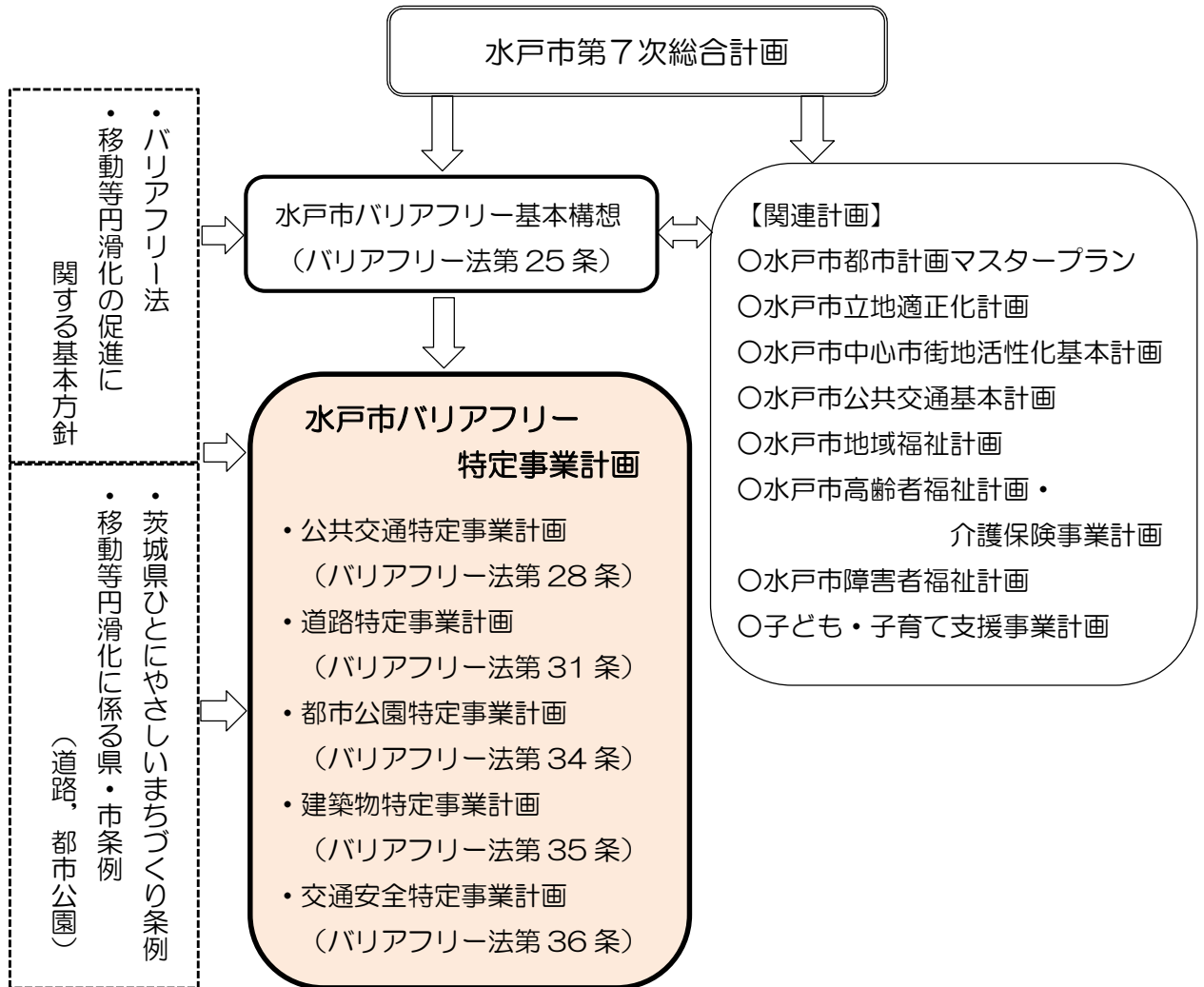


図1 特定事業計画の位置付け

3 計画の期間

特定事業計画（後期）の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5か年とします。

基本構想で「全期間」に実施することとした事業も、前期から引き続き実施することとします。

【参考】 基本構想における実施期間の区分

区分	実施期間
前期	2018（平成30）年度から2023（令和5）年度まで （6か年）
後期	2024（令和6）年度から2028（令和10）年度まで （5か年）
全期間	2018（平成30）年度から2028（令和10）年度まで （11か年）

4 計画の作成体制

特定事業計画の作成に当たっては、バリアフリー法第26条に基づき組織した水戸市バリアフリー環境整備推進協議会（以下「協議会」という。）で議論しながら、作業を進めてきました。

作成過程において、事業スケジュールなど各事業主体の調整が必要な事項については、協議会の専門部会である事業部会で検討を進めるとともに、同じく専門部会である調査部会で利用者ニーズの把握に努めながら、協議会で計画内容の合意形成を図りました。

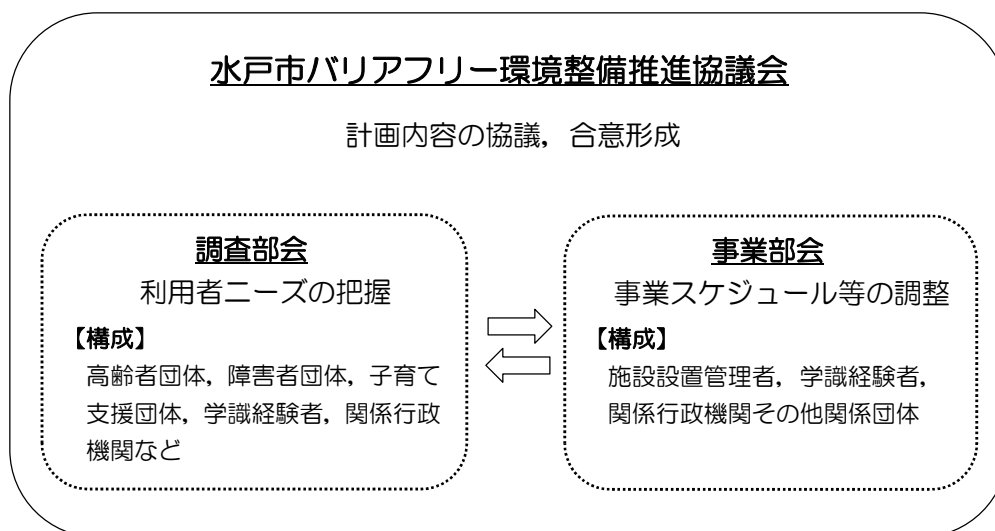


図2 計画の作成体制

5 計画の作成過程

「4 計画の作成体制」で示したとおり、特定事業計画（後期）を作成するに当たり、2023（令和5）年度に開催した協議会は以下のとおりです。

日 程	開 催 内 容
令和5年6月5日	令和5年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> 水戸市バリアフリー特定事業計画（後期）の策定方針について 策定方針の案を諮り，決定した。
令和5年8月2日	令和5年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会事業部会 <ul style="list-style-type: none"> 水戸市バリアフリー特定事業計画（後期）の策定方針について 水戸市バリアフリー特定事業計画（後期）に位置付ける事業内容等について 特定事業計画（後期）に位置付ける事業内容が決定した。
令和5年9月6日	意見照会（調査部会） <ul style="list-style-type: none"> 水戸市バリアフリー特定事業計画（後期）に位置付ける事業内容等について 特定事業計画（後期）に位置付ける事業内容について，意見を伺った。
令和5年11月22日	令和5年度第2回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会事業部会 （書面協議） <ul style="list-style-type: none"> 水戸市バリアフリー特定事業計画（後期）案について 特定事業計画（後期）の（素案）について，協議及び調整等を行った。
令和6年1月11日	令和5年度第2回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> 水戸市バリアフリー特定事業計画（後期）案について 特定事業計画（後期）の（案）を諮り，決定した。

6 計画の推進体制

(1) 事業の実施と進捗管理

各事業主体は、特定事業計画に基づき着実に事業を推進することになり、毎年度、事業の進捗状況を協議会に報告します。

協議会では、整備方針に沿ったバリアフリー化が行われているか、計画期間内に事業が実施されているかなど、事業の進捗管理を行います。

(2) 整備水準の向上

施設や道路がバリアフリー化されても、実際には使いにくいといった御意見をいただくことがあります。整備後においても、高齢者や障害者の視点から、不足しているものを明らかにし、その不足を補うための方策を協議会で検討し、整備に反映させるプロセスを継続的に行う必要があります。

本市では、特定事業計画に位置付けた事業については、設計や施工等の際に、調査部会において、利用者との意見交換の機会を設けることを基本とします。

協議会や調査部会で得られた知見を他の事業で生かすことにより、スパイラルアップを図り、バリアフリー水準の向上を目指します。

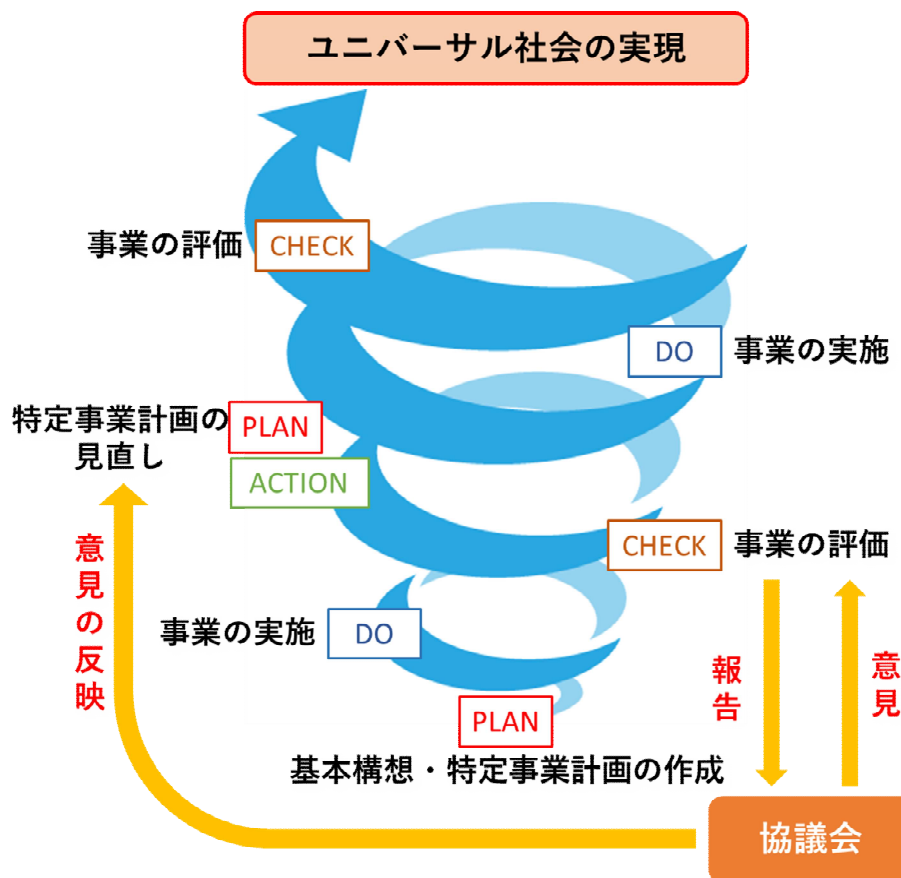


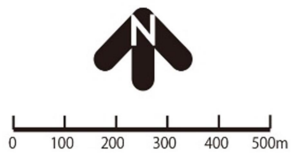
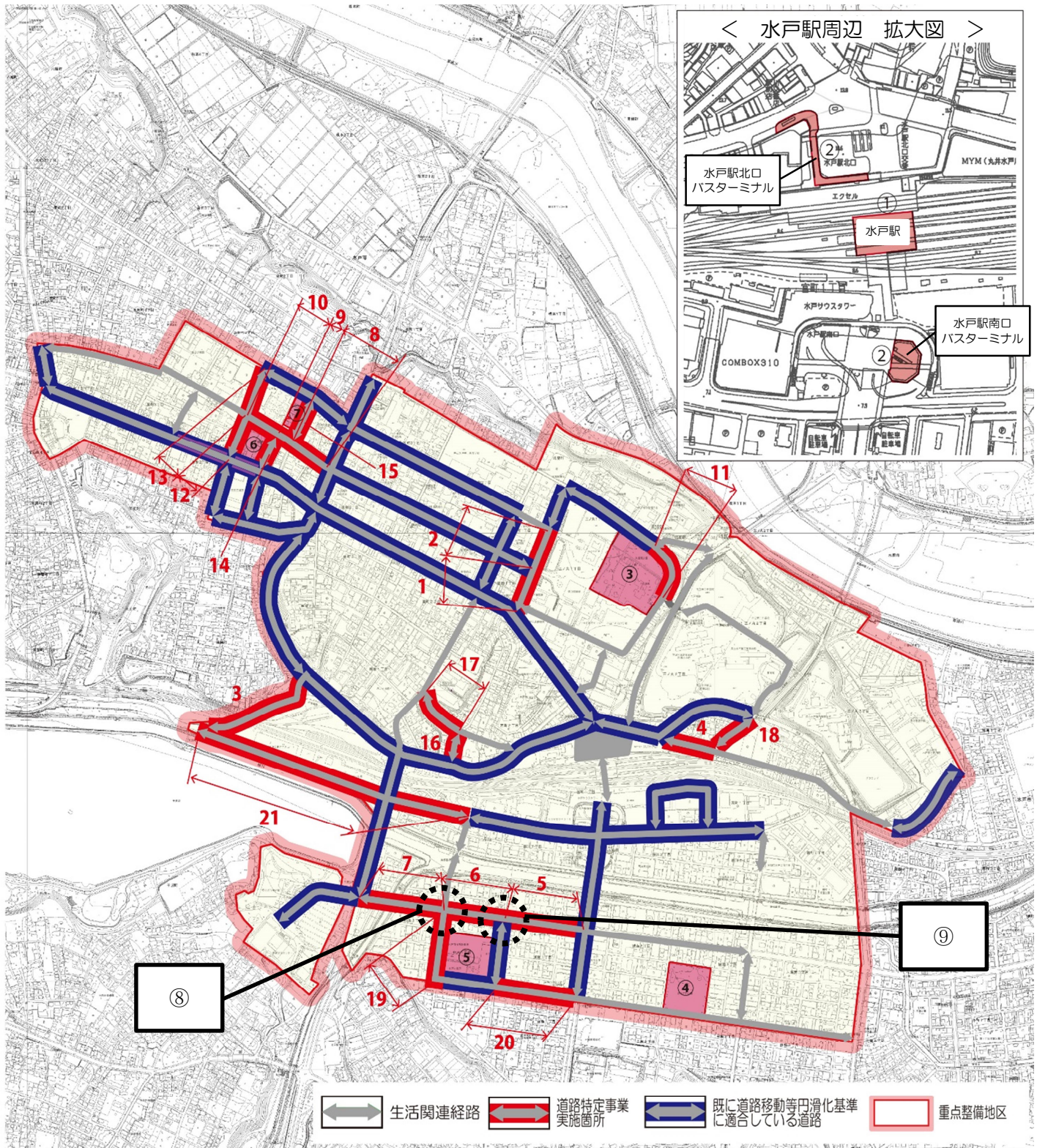
図3 段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）のイメージ

7 特定事業（全期間）の実施箇所図

事業区分	事業実施箇所	ハード	ソフト
公共交通	① 水戸駅	継続	継続
	② 水戸駅バスターミナル（北口・南口）	継続	継続
	- 路線バス	継続	継続
	- タクシー	継続	継続
道路	下表のとおり	—	継続
都市公園	③ 弘道館公園	継続	継続
	④ 駅南平和公園	継続	継続
建築物	⑤ 市役所庁舎	完了	継続
	⑥ 市民会館	完了	継続
	⑦ 五軒町立体駐車場	完了	継続
交通安全	⑧ 市役所入口交差点	新規	継続
	⑨ 中央一丁目交差点	新規	継続

番号	路線名 [起点～終点]	番号	路線名 [起点～終点]	
1	国道118号 [水戸中央郵便局前 ～ 裁判所前]	完了	12 市道上市189号線 [泉町一丁目 ～ 水戸芸術館前]	完了
2	国道118号 [裁判所前 ～ 裁判所東]	完了	13 市道上市189号線 [水戸芸術館前 ～ 五軒町二丁目]	完了
3	主要地方道水戸神栖線 [梅香高架橋西 ～ 梅戸橋南]	完了	14 市道上市192号線 [国道50号 ～ 幹線市道4号線]	完了
4	幹線市道1号線 [三の丸二丁目 ～ 市道上市247号線]	完了	15 市道上市196号線 [五軒町一丁目北 ～ 五軒町一丁目南]	完了
5	幹線市道2号線 [駅南中央 ～ 中央一丁目]		16 市道上市254号線 [宮町二丁目 ～ 市道上市259号線]	完了
6	幹線市道2号線 [中央一丁目 ～ 市役所入口]		17 市道上市259号線 [幹線市道3号線 ～ 市道上市254号線]	完了
7	幹線市道2号線 [市役所入口 ～ 文化センター入口]		18 市道上市247号線 [幹線市道1号線 ～ 国道51号線]	完了
8	幹線市道4号線 [五軒町一丁目 ～ 五軒町一丁目南]	完了	19 市道駅南4号線 [市役所入口 ～ 水戸市役所西]	完了
9	幹線市道4号線 [五軒町一丁目南 ～ 市道上市192号線]	完了	20 市道駅南4号線 [市道駅南45号線 ～ 白梅二丁目]	完了
10	幹線市道4号線 [市道上市192号線 ～ 水戸芸術館前]	完了	21 都市計画道路3・3・175号線 [市道駅南1号線 ～ 梅戸橋南]	完了
11	市道上市6号線 [市道上市352号線 ～ 市道上市204号線]	完了		

※ 色付きが特定事業計画（後期）に実施する箇所



第1章 公共交通特定事業計画

1 公共交通特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、公共交通特定事業計画に、次の事項について定めるものとしています。

- 事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
- 事業の内容
- 事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第28条第2項)

2 事業概要

基本構想に位置付けた公共交通特定事業は、次のとおりです。

No.	施設名	事業主体
①	水戸駅	東日本旅客鉄道株式会社
		鹿島臨海鉄道株式会社
②	水戸駅北口バスターミナル	県バス協会
		各バス事業者
		市（交通政策課，都市計画課）
②	水戸駅南口バスターミナル	県バス協会
		各バス事業者
		市（交通政策課，道路管理課）
—	路線バス	県バス協会
		各バス事業者
		各道路管理者（国，県，市）
—	タクシー	県ハイヤー・タクシー協会
		各タクシー事業者

※ 「No.」は、6ページ「特定事業（全期間）の実施箇所図」の番号に対応しています。

No.	施設名	事業主体				
①	水戸駅	東日本旅客鉄道株式会社				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
駅構内 動線	視覚障害者誘導用ブロック の補修・改善を行う。	随時実施				
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に必要な資金の額等は未定 						

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、東日本旅客鉄道株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【社員研修の充実、待遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス品質推進委員を配置し、声かけサポート運動強化キャンペーンを実施する。 社員がサービス介助資格を取得できている状態を目指す。 【目標値】2025（令和7）年度までに約 1,450 人 2027（令和9）年度までに約 1,600 人 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>

No.	施設名	事業主体				
①	水戸駅	鹿島臨海鉄道株式会社				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
車両	バリアフリー対応車両を導入する。	0両	1両	1両	1両	1両
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<p>[事業の実施に必要な資金の額（5か年合計）] 約 1,200,000 千円</p> <p>[調達方法] 自己資金，補助金</p> <p>※ 活用する補助金</p> <p>[国] 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）及びポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）</p> <p>[県] 茨城県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金</p> <p>[市] 水戸市大洗鹿島線安全輸送設備等整備事業費補助金</p>						
その他，事業の実施に際し配慮すべき重要事項など						
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症や原材料高騰の影響などにより，購入計画の見直しを行っている。 						

● **特定事業（ハード）と連携する事業**

施設等の整備効果を高めるため，鹿島臨海鉄道株式会社が取り組むソフト施策は，次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【社員研修の充実，待遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 待遇向上に係る社内研修等を年2回程度実施する。 2028（令和10）年度までに，准サービス介助士資格を駅関係職員等全員が取得することを目指す。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>

No.	施設名	事業主体				
②	水戸駅北口バスターミナル	市（都市計画課）				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
アクセ ス動線	バス乗り場付近の照明設備 をLED化する。					
	視覚障害者誘導用ブロック の補修・改善を行う。		随時実施			
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<ul style="list-style-type: none"> バス乗り場付近の照明設備のLED化 [事業の実施に必要な資金の額] 未定 [調達方法] 市予算で対応 視覚障害者誘導用ブロックの補修・改善 実施時期において市予算等で対応 						

No.	施設名	事業主体				
②	水戸駅北口バスターミナル	県バス協会，各バス事業者，市（交通政策課）				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
案内・ サイン	バス系統番号及びサイン （案内表示や路面サイン 等）を整備する。	2028（令和10）年度までに実施				
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に必要な資金の額，整備箇所及び事業主体間の負担割合等は未定 						
その他，事業の実施に際し配慮すべき重要事項など						
<ul style="list-style-type: none"> バス路線の再編の進捗状況を考慮し，各事業者調整のもと系統番号の整理等を推進する。また，系統番号の整理に合わせて，各バス事業者共通のインフォメーション施設の整備や共通サインの導入を検討する。 						

No.	施設名	事業主体				
②	水戸駅南口バスターミナル	市（道路管理課）				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
アクセ ス動線	バス乗り場付近の照明設備をLED化する。	■				
	視覚障害者誘導用ブロックの補修・改善を行う。	工事				
		随時実施				
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<ul style="list-style-type: none"> 実施時期において市予算等で対応 						

No.	施設名	事業主体				
②	水戸駅南口バスターミナル	県バス協会、各バス事業者、市（交通政策課）				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
案内・サイン	バス系統番号及びサイン（案内表示や路面サイン等）を整備する。	2028（令和10）年度までに実施				
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に必要な資金の額、整備箇所及び事業主体間の負担割合等は未定 						
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など						
<ul style="list-style-type: none"> バス路線再編の進捗状況を考慮し、整備に向けた検討を進める。また、系統番号の整理に合わせて、各バス事業者共通のインフォメーション施設の整備や共通サインの導入を検討する。 						

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、県バス協会、各バス事業者、市が連携して取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客など、本市を初めて訪れる人にも分かりやすいバス路線図や時刻表を作成する。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>



図4 みとバスMAP



図5 バスロケーションシステム

スマートフォン等から路線バスの現在地や停留所への到着予測時刻などのリアルタイムな運行状況が把握できるシステム。乗りたいバスがバリアフリー車両であるか確認することもできる。

施設名		事業主体				
路線バス		茨城交通株式会社				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
車両	ノンステップバスを導入する。	3台	3台	3台	3台	3台
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<p>[事業の実施に必要な資金の額（5か年合計）] 約 135,000 千円</p> <p>[調達方法] 自己資金，補助金</p> <p>※ 活用する補助金</p> <p>[国] 生活道路路線維持国庫補助金又は 車両減価償却費等国庫補助金（地域公共交通確保維持事業）</p> <p>[市] 水戸市超低床ノンステップバス導入事業補助金</p>						

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、茨城交通株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
【乗務員研修の充実，待遇向上】	2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)
<ul style="list-style-type: none"> 行き先案内及び経由地のマイクアナウンス実施について乗務員教育を継続して実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 各車両へ設置した筆談具を統一したものに揃え，より利用者が使いやすくなるよう取り組む。 	
<ul style="list-style-type: none"> 社外でのバリアフリー教室や研修へ参加する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 車椅子固定用装置やスロープ等の使用方法について，社内での訓練等を実施する。 	

施設名		事業主体				
路線バス		関東鉄道株式会社				
項目	事業内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
車両	ノンステップバスを導入する。	2台	2台	2台	2台	2台
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<p>[事業の実施に必要な資金の額（5か年合計）] 約 450,000 千円</p> <p>[調達方法] 自己資金, 補助金</p> <p>※ 活用する補助金</p> <p>[国] 自動車環境総合改善対策費補助金（地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業）又は交通観光連携型事業補助金</p> <p>※ どちらもEV車両の場合</p> <p>[市] 水戸市超低床ノンステップバス導入事業補助金</p>						

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、関東鉄道株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【乗務員研修の充実, 待遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 方向幕の修正等に合わせ、バスの行き先等をより分かりやすい内容に更新していく。 スロープ等の使用方法や点検を日常的に確認する。 運輸支局や水戸市と連携し、各種乗り方教室を開催し、利用者に向け理解を深める取り組みを行う。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>

施設名		事業主体				
路線バス		関鉄グリーンバス株式会社				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
車両	ノンステップバスを導入する。	1台	1台	1台	1台	1台
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<ul style="list-style-type: none"> 実施時期において所要額を調達 						

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、関鉄グリーンバス株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【乗務員研修の充実， 接遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内の懇親会を通じて高齢者や障害者等への理解を深め，車内での案内や介助方法等を学ぶ勉強会を実施する。 県内福祉団体協力のもと，バリアフリー研修を実施する。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>

【参考】 ノンステップバス導入予定台数

事業主体	実施（予定）期間 [年度]					合計
	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	
茨城交通(株)	3台	3台	3台	3台	3台	15台
関東鉄道(株)	2台	2台	2台	2台	2台	10台
関鉄グリーンバス(株)	1台	1台	1台	1台	1台	5台
合 計	6台	6台	6台	6台	6台	30台

※ 本市におけるノンステップバス車両数（3社合計）：149台（2022年度末時点）



図6 ノンステップバス

（乗降口に段差が無いなど、高齢者や身体障害者等に配慮された構造のバス）

施設名		事業主体				
路線バス		県バス協会，各道路管理者（国，県，市）				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
バス 停	屋根やベンチの設置などにより，バス待ち環境の向上を図る。					
		随時実施				
バス 停	時刻表板への太陽光発電照明の設置工事により，バス待ち環境の向上を図る。					
		随時実施				
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<ul style="list-style-type: none"> 屋根，ベンチの設置 事業の実施に必要な資金の額，整備箇所及び事業主体間の負担割合等は未定 太陽光発電照明の設置工事 [事業の実施に必要な資金の額] 未定 [調達方法] 自己資金，交付金 ※ 活用する交付金 [県] 運輸事業振興助成交付金 						
その他，事業の実施に際し配慮すべき重要事項など						
<ul style="list-style-type: none"> 屋根，ベンチの設置 バス路線再編の進捗状況を考慮し，整備に向けた検討を進める。 太陽光発電照明の設置工事 郊外等の夜間に時刻表が見えにくい停留所を優先し，順次設置を進める。 						

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため，県バス協会，各道路管理者が連携して取り組むソフト施策は，次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
【情報提供の充実】 <ul style="list-style-type: none"> 観光客など，本市を初めて訪れる人にも分かりやすいバス路線図や時刻表を作成する。（再掲） 	2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)

施設名		事業主体				
タクシー		県ハイヤー・タクシー協会、各タクシー事業者				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
車両	ユニバーサルデザインタクシーを導入する。	0台	1台		未定	
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
<p>[事業の実施に必要な資金の額（2025年度）] 600,000千円</p> <p>[調達方法] 自己資金，補助金</p> <p>※ 活用する補助金</p> <p>[国] 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バリアフリー化設備等整備事業）又は 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）</p>						

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、県ハイヤー・タクシー協会、各タクシー事業者が連携して取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【乗務員研修の充実，待遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗務員及び運行管理者等に対し，ユニバーサルドライバー研修を年2回（3月及び9月）実施する。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>



図7 ユニバーサルデザインタクシー



図8 ユニバーサルドライバー研修の様子

第2章 道路特定事業計画

1 道路特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、道路特定事業計画に、次の事項について定めるものとしています。

- 事業を実施する道路の区間
- 区間ごとに実施すべき事業の内容及び実施予定期間
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第31条第3項)

2 事業概要

基本構想で「後期」(2024(令和6)～2028(令和10)年度)に実施することとした道路特定事業は、次のとおりです。

No.	路線名	事業主体
5, 6, 7	幹線市道2号線	市(道路建設課)

※ 「No.」は、6ページ「特定事業(全期間)の実施箇所図」の番号に対応しています。

3 道路移動等円滑化基準

道路特定事業は、道路移動等円滑化基準に適合していない道路を当該基準に適合させるための事業であり、当該基準は、主務省令と県及び市の条例で定められています。

事業主体	適合させるべき道路移動等円滑化基準
国	「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準
県	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」(平成24年茨城県条例第81号)で定める基準
市	「水戸市道路の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例」(平成25年水戸市条例第6号)で定める基準

地方公共団体が条例で道路移動等円滑化基準を定める場合は、省令に定める基準を参酌するものとされているため、省令と県及び市が条例で定める道路移動等円滑化基準は、ほぼ同じ内容となっており、歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)を設置又は改善するに当たって適合させるべき基準の内容は、次のとおりです。(ただし書きに「県の条例」や「市の条例」と記載のないものは、省令に規定された内容を記載しています。)

(1) 歩道の有効幅員

- [基準の内容]
- 交通量の多い場合は3.5メートル以上とする。
 - その他の場合は2メートル以上とする。

ただし、市街化の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、1.5メートルまで縮小することができる。

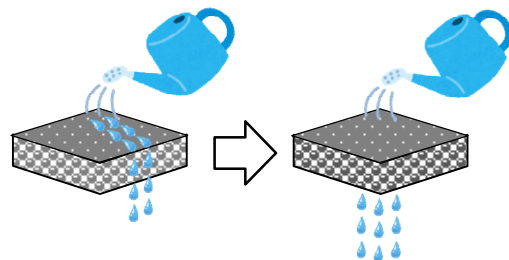


(2) 歩道等の舗装等

- [基準の内容]
- 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。
 - 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。

ただし、道路の構造、気象状況その他の特別な状況によりやむを得ない場合は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造としなくても良い。

[透水性舗装のイメージ]



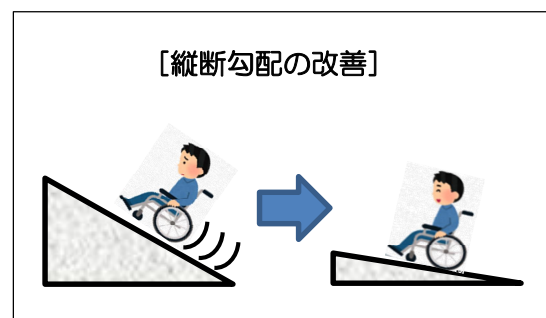
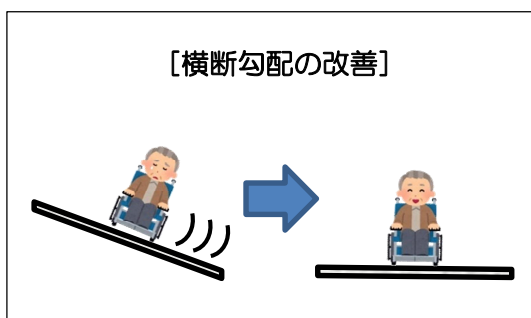
(3) 歩道等の勾配

- 【基準の内容】
- ・ 縦断勾配は、原則として5パーセント以下とする。
 - ・ 横断勾配は、原則として1パーセント以下とする。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、縦断勾配を8パーセント以下、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、横断勾配を2パーセント以下とすることができる。



● 勾配の改善イメージ



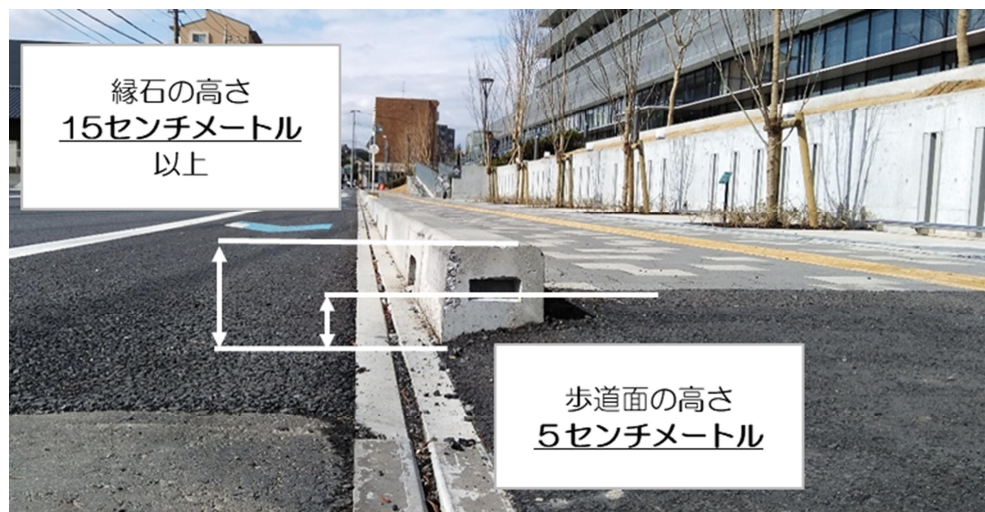
(4) 歩道等と車道等の分離

- [基準の内容]
- 車道等に接続して縁石線を設ける。
 - 縁石の車道等に対する高さは、原則として15センチメートル以上とする。

(5) 高さ

- [基準の内容]
- 歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。(横断歩道に接続する部分は、この限りでない。)

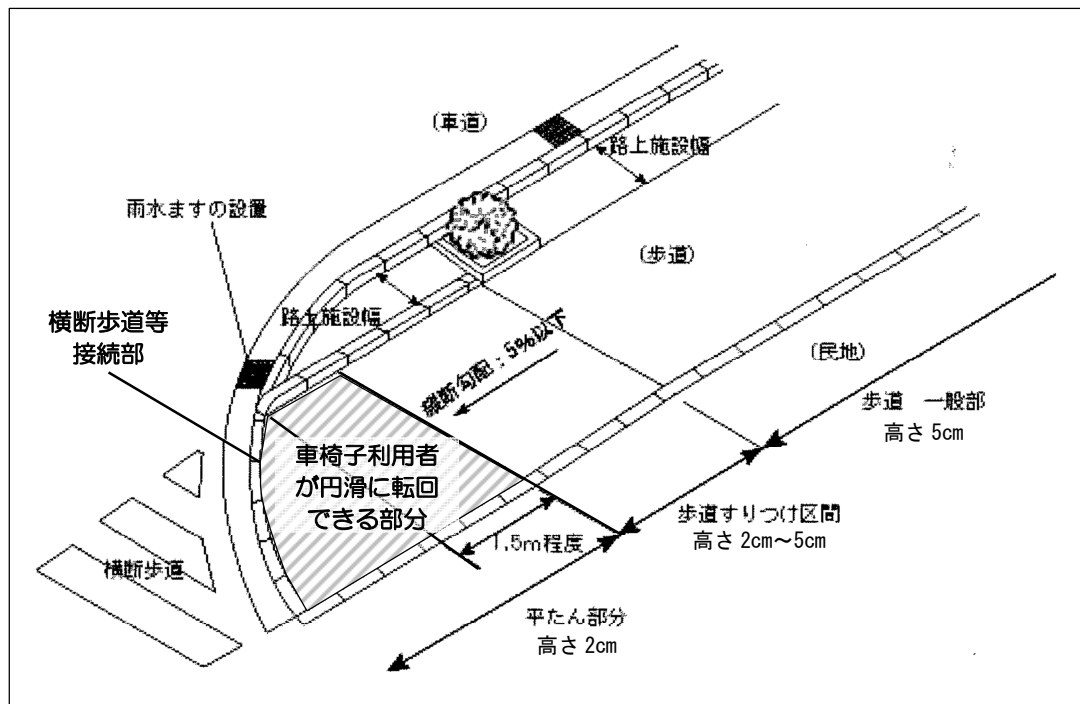
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、当該基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。



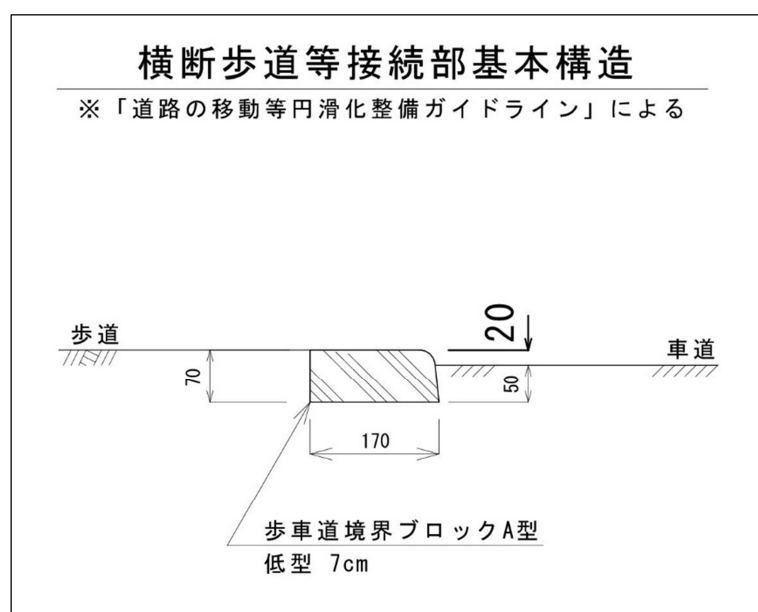
(6) 横断歩道等に接続する歩道等の部分

- [基準の内容]
- ・ 車道等の部分より高くする。
 - ・ 段差の高さは2センチメートルを標準とする。
 - ・ 段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。

ただし、市の条例には、視覚障害者の円滑な移動に配慮した構造である場合は、2センチメートル以下とすることができると規定されている。

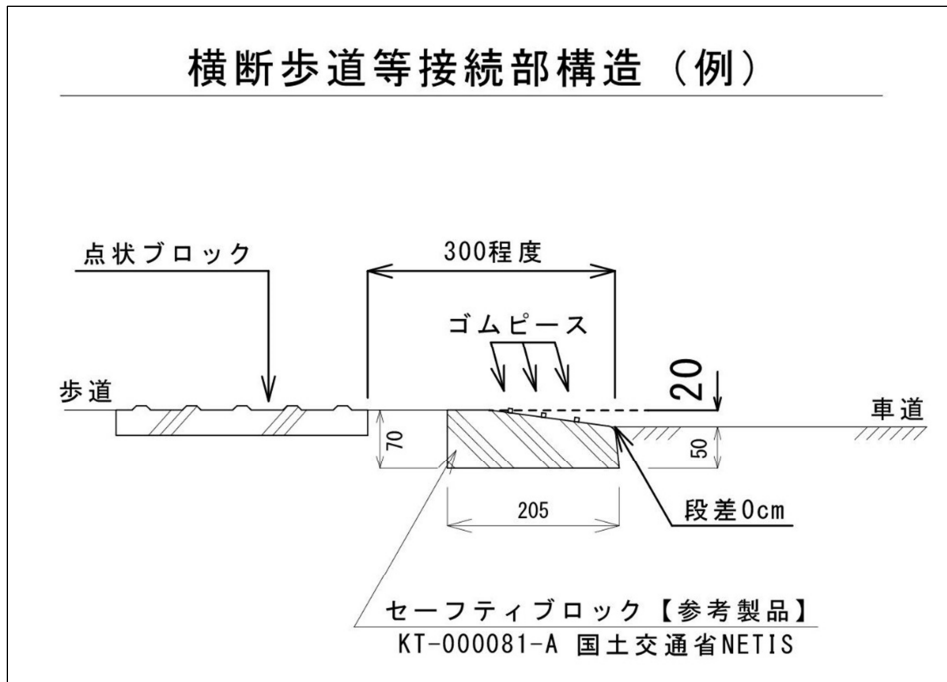


(資料:「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を一部改編)



(資料:水戸市作成)

- 視覚障害者の円滑な移動に配慮した構造（市条例の特例を採用した構造）とし、段差を2センチメートル以下にした事例



（資料：水戸市作成）

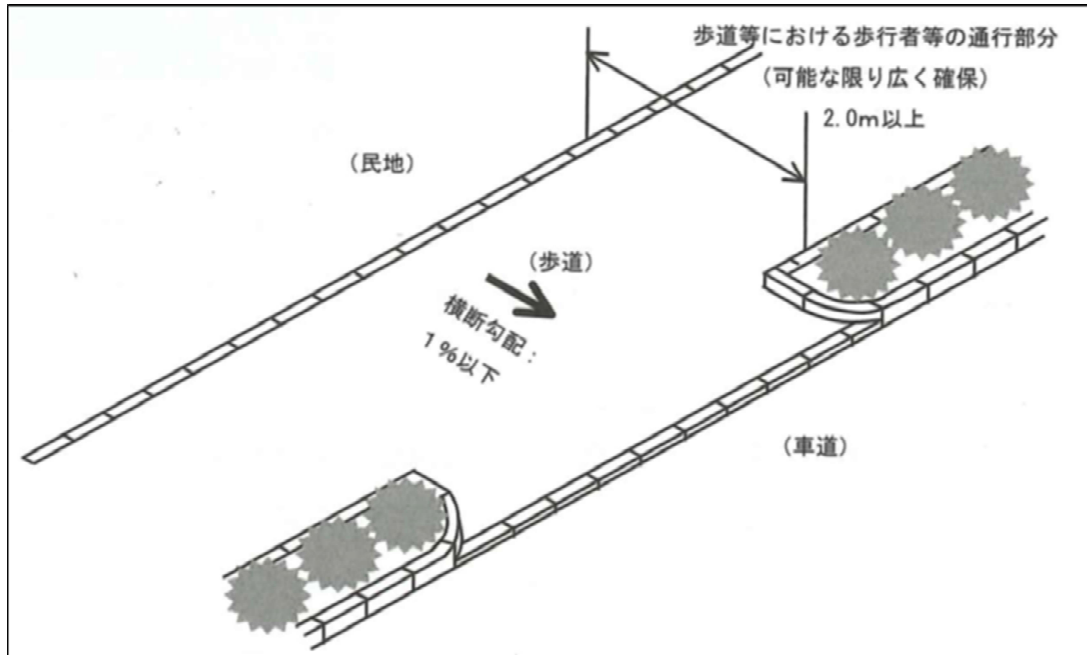
[実際の施工事例] 水戸市役所本庁舎南側道路（市道駅南4号線）



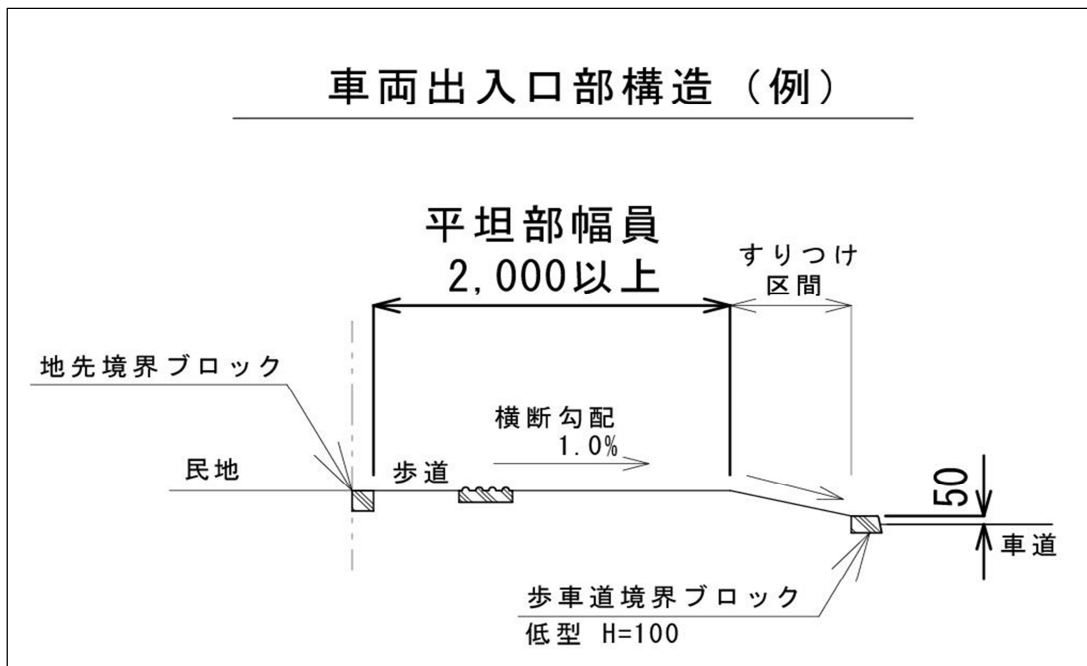
(7) 車両乗入れ部

- [基準の内容] ・ 横断勾配が1パーセント以下（やむを得ない場合は2パーセント以下）である部分の有効幅員は、2メートル以上とする。

ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該基準中で「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。



(資料:「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」)



(資料:水戸市作成)

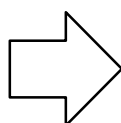
(8) 視覚障害者誘導用ブロック

- 【基準の内容】
- 歩道等には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
 - ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。
 - 視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設置する。



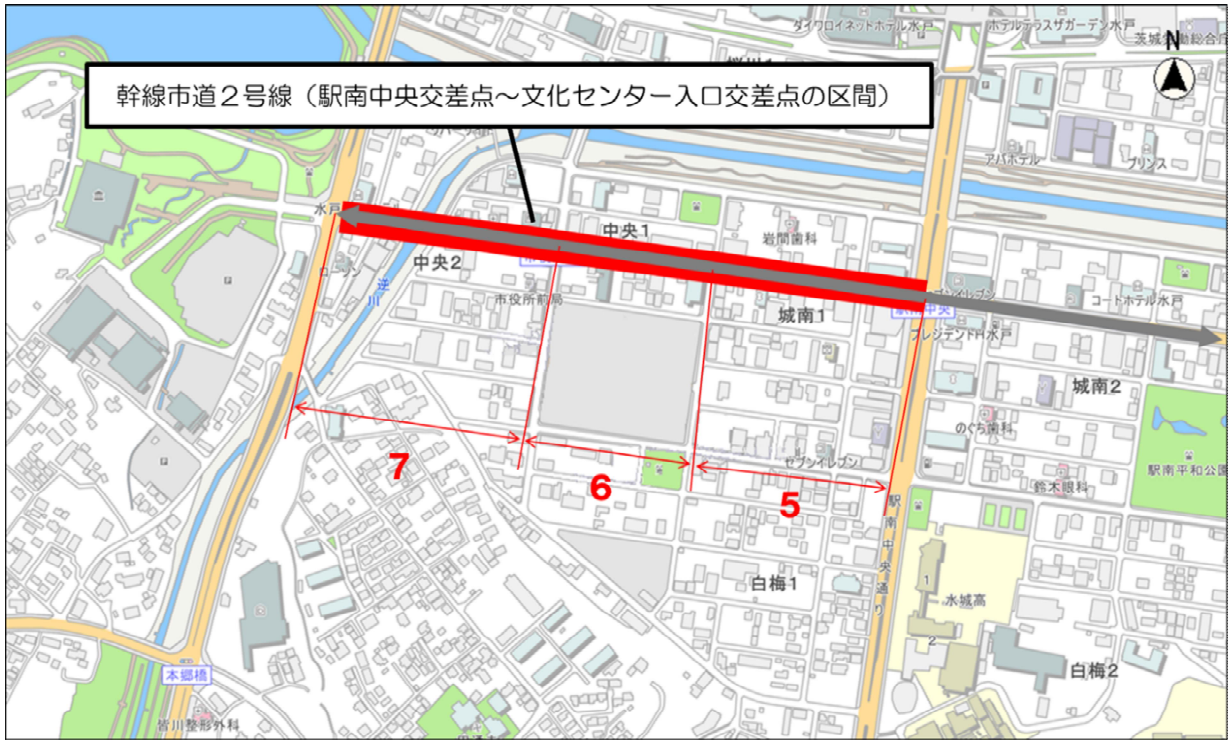
(9) 側溝

- 【基準の内容】
- 歩道等の有効幅員内に設ける側溝その他排水施設の蓋は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造とする。
(県の条例の規定)
 - 歩道等の有効幅員内の側溝に設ける格子状の蓋は、滑り止めのついた細目のものとする。(市の条例の規定)



路線名		事業主体		
幹線市道2号線		市（道路建設課）		
No.	事業を実施する道路の区間	延長		
5	（ 駅南中央交差点 ）～（ 中央一丁目交差点 ）	約 240m		
6	（ 中央一丁目交差点 ）～（ 市役所入口交差点 ）	約 170m		
7	（ 市役所入口交差点 ）～（ 文化センター入口交差点 ）	約 250m		
実施（予定）期間 [年度]				
2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
			測 量	設 計
項目	内容			
舗装の改善	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。			
	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。			
勾配の改善	縦断勾配を5パーセント以下とする。			
	横断勾配を1パーセント以下とする。			
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。			
横断歩道等の 接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。			
	段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。			
車両乗入れ部の 改善	横断勾配が1パーセント以下である部分の有効幅員を2メートル以上確保する。			
視覚障害者誘導 用ブロック	必要であると認められる箇所に敷設する。			
	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。			
側溝	必要な箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設置する。			
	歩道等の有効幅員内の側溝に設ける格子状の蓋は、滑り止めのついた細目のものとする。			
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など				
[高さの改善]				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道をかさ上げすることで、歩道との段差を解消していく。 				

● 位置図



● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果をもとめ、各道路管理者が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【不法占用に対する指導の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路パトロールによる巡視を強化し、道路の不法占用への早期対応を図る。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>

第3章 都市公園特定事業計画

1 都市公園特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では，都市公園特定事業計画に，次の事項について定めるものとしています。

- 事業を実施する都市公園
- 事業の内容及び実施予定期間
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第34条第2項)

2 事業概要

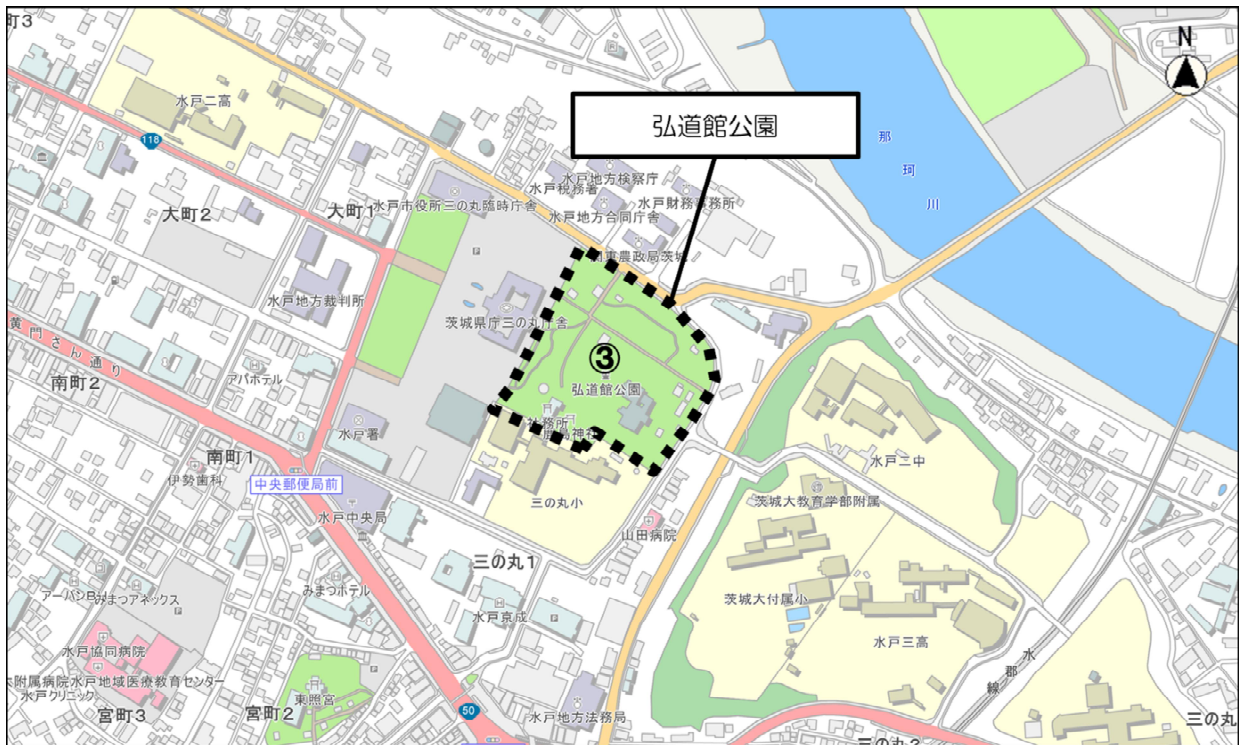
基本構想に位置付けた都市公園特定事業は，次のとおりです。

No.	施設名	事業主体
③	弘道館公園	県（都市整備課，水戸土木事務所）
④	駅南平和公園	市（公園緑地課）

※ 「No.」は，6ページ「特定事業（全期間）の実施箇所図」の番号に対応しています。

No.	施設名	事業主体				
③	弘道館公園	県 （都市整備課 水戸土木事務所都市施設整備課）				
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
園内 動線	既設園路を改修する。（不陸部 や舗装損傷部の改修，砂利舗装 部への砂利舗装材の導入等）					工事
情報 提供	公園へのアクセスルート上へ の案内表示の充実化を図る。				工事	
	既設展示の改修を行う。			工事		
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など						
<ul style="list-style-type: none"> 国指定特別史跡であることから、本質的価値や構成要素等を考慮し、保存活用計画に基づく整備を要する。 文化財保護法の規定による現状変更等の手続きを要する。 						

● 位置図



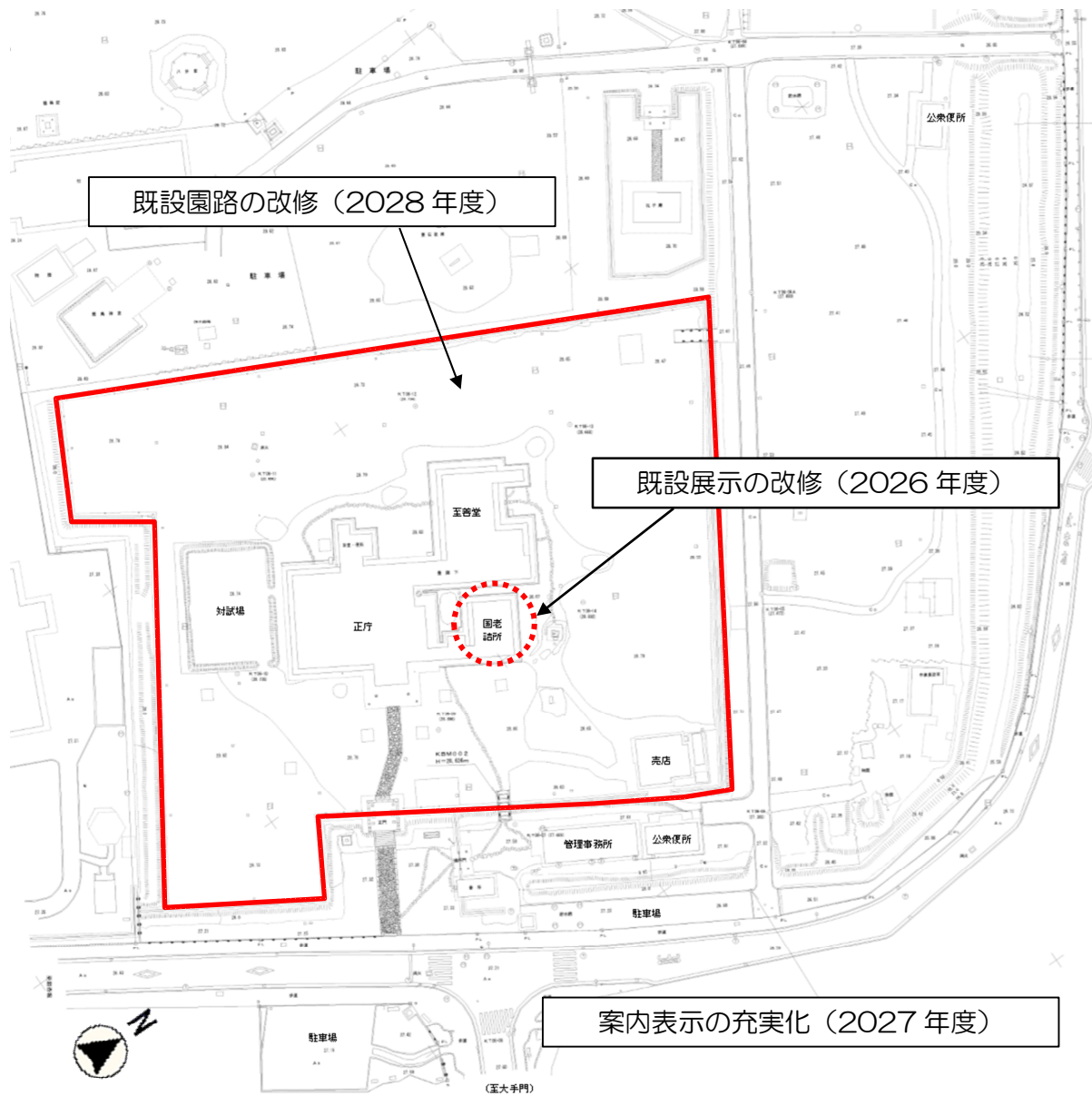


図9 弘道館公園 主な整備箇所

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、県が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【施設利用のマナー向上に関する啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレの利用者に関するポスター等をトイレに表示する。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>
<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「案内図」及び「おすすめ経路」等の看板の内容を更新する。 	



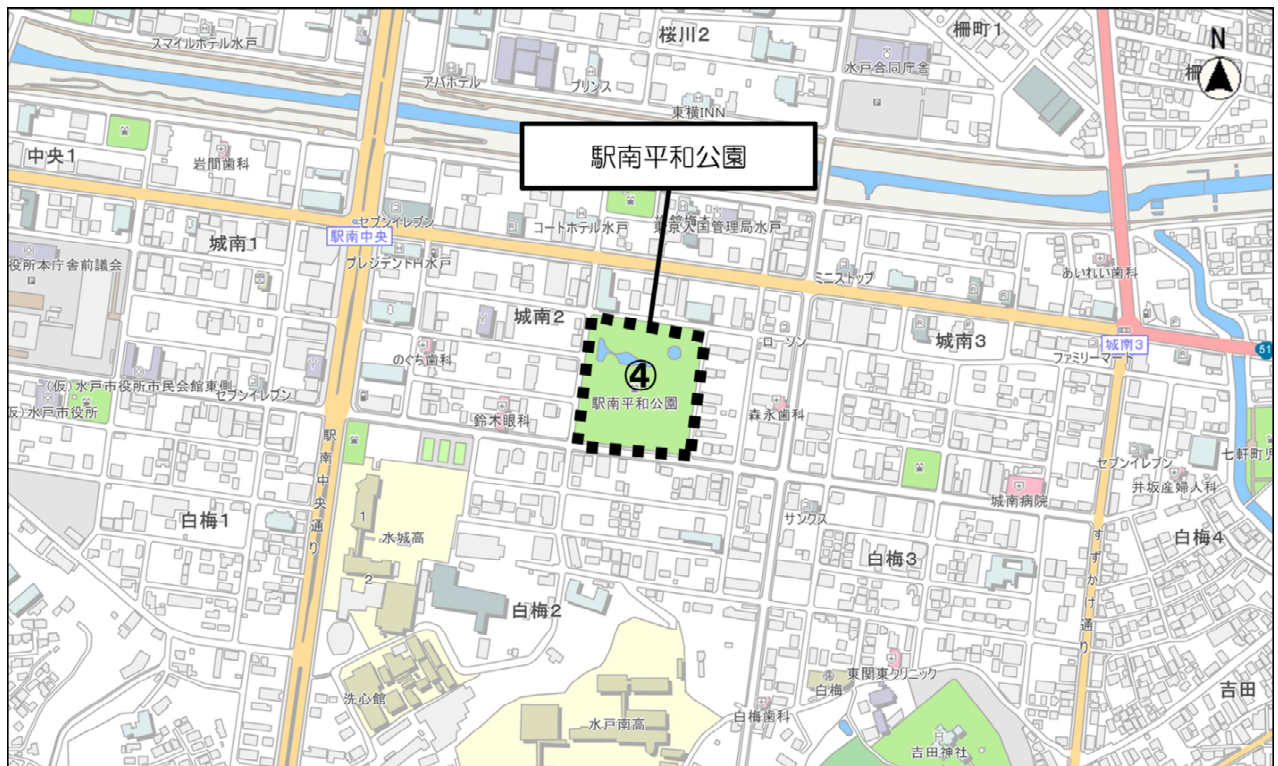
図 10 既設園路



図 11 弘道館公園内の案内板

No.	施設名	事業主体				
④	駅南平和公園	市（公園緑地課）				
項目	事業内容	実施（予定）期間 [年度]				
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
園内 動線	公園出入口を改修する。	工事				
	公園出入口からトイレまでの園路を整備する。	工事				
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など						
<ul style="list-style-type: none"> 駅南平和公園は、広域避難場所（人口が集中している地域において、大火災などによる熱や煙から一時的に逃れるために避難する場所）に指定されている。 						

● 位置図



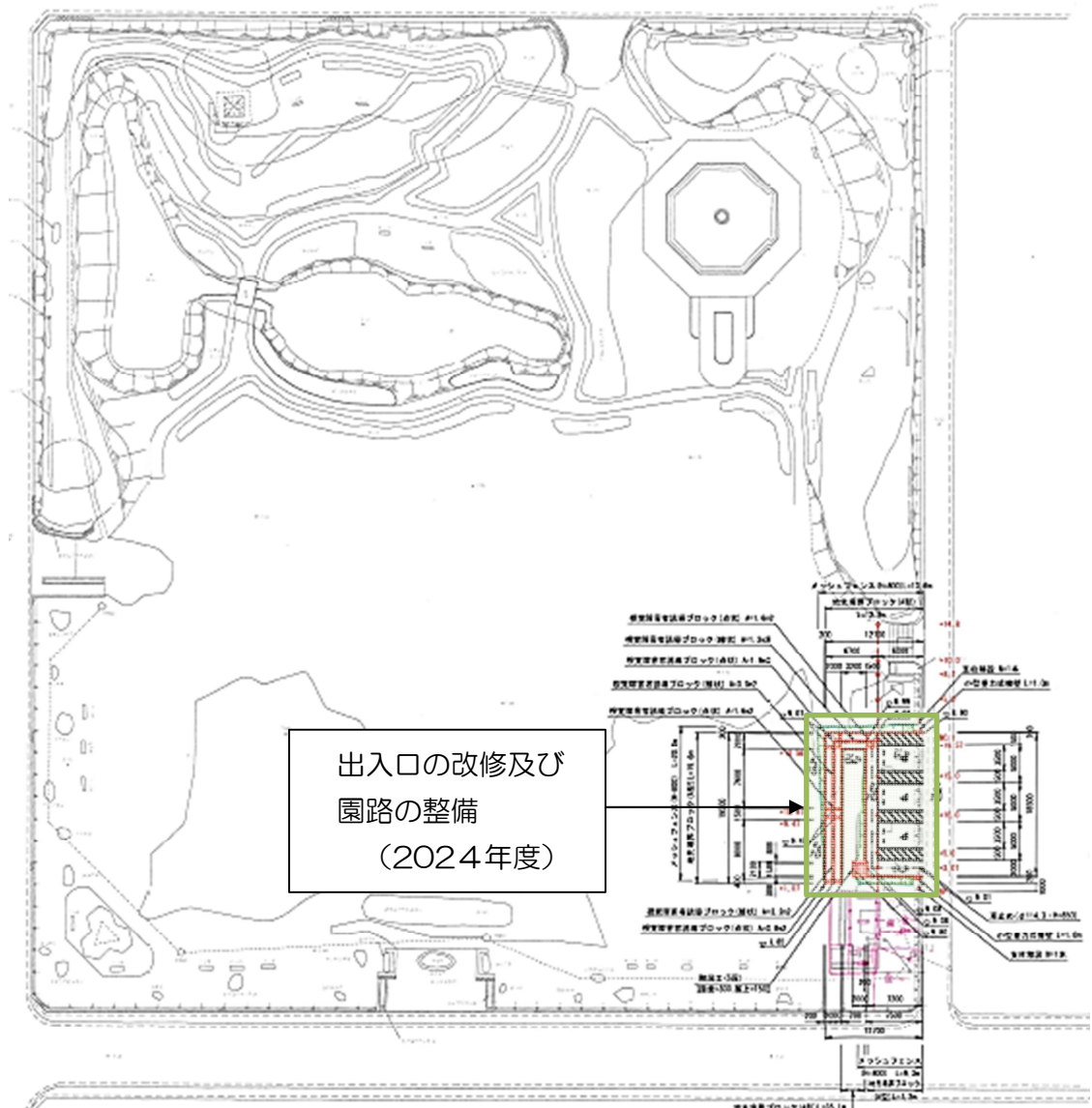


図 12 駅南平和公園 主な整備箇所

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果をもとめ、市が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【施設利用のマナー向上に関する啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレの利用者に関するポスター等をトイレに表示する。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>
<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のバリアフリー設備に関する情報等を市ホームページに掲載する。 	

第4章 建築物特定事業計画

1 建築物特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、建築物特定事業計画に、次の事項について定めるものとしています。

- 事業を実施する特定建築物
- 事業の内容
- 事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第35条第2項)

2 事業概要

基本構想に位置付ける建築物特定事業は、次のとおりです。

なお、前期において、ハード施策の整備は全て完了しているため、後期では、「特定事業（ハード）と連携する事業」に取り組みます。

No.	施設名	事業主体
⑤	市役所庁舎	市（財産活用課）
⑥	市民会館	市（文化交流課）
⑦	五軒町立体駐車場	市（商工課）

※ 「No.」は、6ページ「特定事業（全期間）の実施箇所図」の番号に対応しています。

No.	施設名	事業主体
⑤	市役所庁舎	市（財産活用課）

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、市が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【施設利用のマナー向上に関する啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子利用者用駐車場等に警備員を配置し、適正な利用を促す。 	2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)
<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設に設置したバリアフリー設備に関する情報や施設へのアクセス経路を案内板等の効果を見極めつつ、必要に応じて新たな案内板等の設置を検討する。 	
<p>【職員研修の充実、接遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員を対象とした研修で車椅子体験や高齢者疑似体験を実施したり、障害者差別解消法の基本的な考え方や差別をなくすための具体的な取組について学んだりするなど、バリアフリー教育の充実を図る。 	

No.	施設名	事業主体
⑥	市民会館	市（文化交流課）

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、市が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
【施設利用のマナー向上に関する啓発】 <ul style="list-style-type: none"> 国等が作成した啓発チラシ等を指定管理者が受付に常備する。 	2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)
【情報提供の充実】 <ul style="list-style-type: none"> 市民会館内設備情報（バリアフリー設備を含む）を水戸市民会館のホームページ上で公開する。 	
【スタッフ研修の充実，待遇向上】 <ul style="list-style-type: none"> 介助研修を年1回実施する。 	

No.	施設名	事業主体
⑦	五軒町立体駐車場	市（商工課）

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、市が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
【施設利用のマナー向上に関する啓発】 <ul style="list-style-type: none"> ホームページや駐車場内の掲示板6箇所で障害者等用駐車場の適切な利用を周知する。 	2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)

第5章 交通安全特定事業計画

1 交通安全特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、交通安全特定事業計画に、次の事項について定めるものとしています。

- 事業を実施する道路の区間
- 区間ごとに実施すべき事業の内容及び実施予定期間
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第36条第3項)

2 事業概要

基本構想に位置付けた交通安全特定事業は、次のとおりです。また、市民からの要望に対し、より安全に横断歩道を通行することが出来るよう、歩行者支援装置（高度化PICS）を設置することとします。

区分	事業内容	事業主体
ハード施策	• 信号機、横断歩道・エスコートゾーン、道路標識の設置、改良	県公安委員会
ソフト施策	• 交通違反の取り締まりの強化 • 交通違反防止の啓発	

3 信号機に関する基準

信号機は、信号機等に関する基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年3月27日茨城県条例第27号））に適合するよう設置することが求められており、その内容は、次に示すとおりです。

(1) 音響式信号機〔基準第2条第1項ア〕

視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるものをいいます。



(2) 高齢者感応機能付き信号機 [基準第2条第1項イ]

信号機に設置されている専用の押しボタンを押すことにより、横断青時間を通常の1.5倍程度延長できるものをいいます。



(3) 経過時間表示機能付き信号機 [基準第2条第1項ウ]

歩行者用青信号の表示が終了するまでの時間を表示することができるものをいいます。



[参考1] エスコートゾーン

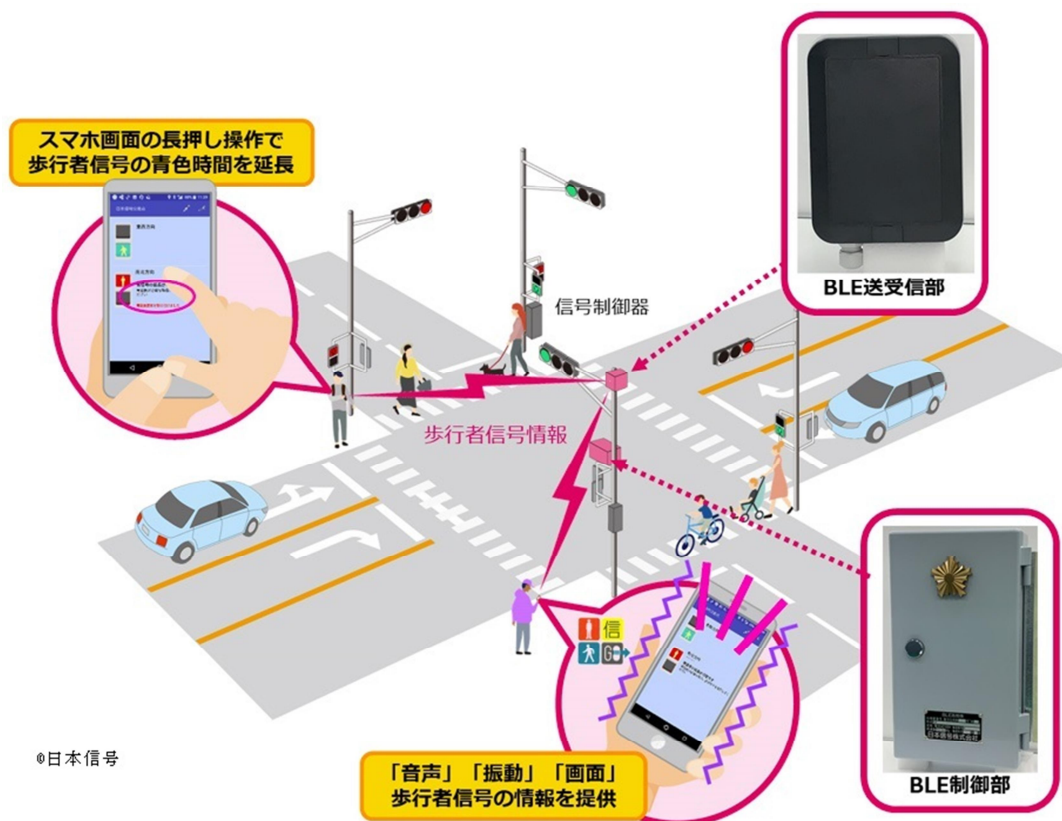
横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするものをいいます。



[参考2] 歩行者支援装置（高度化PICS）

主に視覚障害者や高齢者が交差点を安全に横断できるように歩行者のスマートフォンに Bluetooth で信号の色や方向、位置情報を音声や振動で 24 時間情報を提供するシステムです。高度化 PICS を設置した信号にアプリケーションを起動したスマートフォンを持って近づくと音声で情報の提供がなされます。

令和4年度に水戸市内の3交差点（南町三丁目、文化センター入口及び駅南中央）に設置しました。



4 特定事業の内容

(1) ハード施策

① 中央1丁目交差点から市役所入口交差点までの道路の区間（幹線市道2号線）

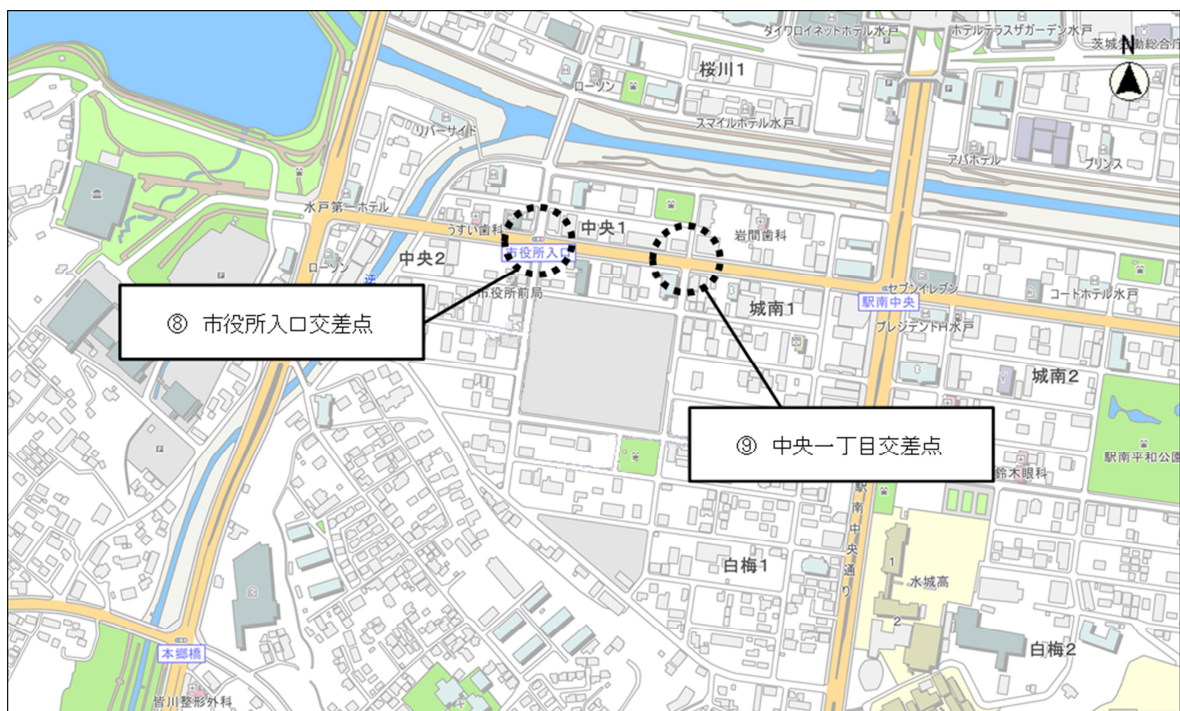
No.	交差点名称	内容	実施（予定） 期間
⑧	市役所入口交差点	<ul style="list-style-type: none"> エスコートゾーンの設置 高度化 PICS の設置 	2024(令和6) 年度
⑨	中央一丁目交差点	<ul style="list-style-type: none"> エスコートゾーンの設置 高度化 PICS の設置 	2025(令和7) 年度

※ 「No.」は、6ページ「特定事業（全期間）の実施箇所図」の番号に対応しています。

② その他の区間

関係機関と連携し、ニーズの把握に努めながら、計画期間（2024(令和6)～2028(令和10)年度）中に、必要な整備を随時実施する。

● 位置図



(2) ソフト施策（重点整備地区内全域において実施）

内容	実施（予定）期間
<p>【交通違反の取り締まりの強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水戸市や周辺の学校等と連携し、自転車の通行指導を実施する。 • 強化月間として、月1回取り締まりを強化し、歩行環境の向上を図る。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>
<p>【交通違反防止の啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 飲酒運転やヘルメット着用啓発等の交通違反防止に関するポスターの掲示やチラシの配布活動を実施する。 • 企業、学校等に対する安全講話を実施する。 	<p>2024(令和6)～ 2028(令和10)年度 (継続して実施)</p>

<参考> 移動等円滑化に係る条例

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第81号）
- 水戸市道路の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例（平成25年水戸市条例第6号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第82号）
- 水戸市特定公園施設の設置に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例（平成25年水戸市条例第8号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第27号）

水戸市バリアフリー特定事業計画
(後期)

2024年3月

編 集

水戸市市長公室交通政策課
水戸市中央1丁目4番1号
電話 029 (224) 1111